

一右帳面差出以後は、御疊大工中村彌太夫、早川助右衛門相廻、前々之通可相改候間、右兩人江差圖候様、疊屋共江可申聞置候、且又新店等出し疊屋疊刺共之内、右兩人方江相届不申者も有之由相聞不尋候、自今新店出し候分ハ、無滯彌太夫、助右衛門方江疊屋疊刺共より、急度相届可申候。

右之趣、入念可被相觸候以上、

三月

元文五申年七月

一町中疊屋共、人別此度相改、前々之通帳面印形取申候間、其町々名主支配限、疊屋共不殘來る廿日より同廿一日迄に、四時より八時迄之内、柳原松下町、中村彌太夫方江罷越、帳面ニ印形致候様、急度可申渡候、此旨町中不殘可被相觸候以上、

七月

〔鶴岡放生會職人歌合〕七番 左

いづくにか月の光のさ、ざらん波をた、みの浦のみちしほ
戀すればこゝろたかくぞなりにけるへりもをかずやいひきかせまし

〔七十一番歌合〕四十三番 右 疊刺

山端にいざよふ雲のをしく、み月にへりある秋の夕暮

〔毛吹草〕三山城 疊タカ、大工ダイク

〔國花萬葉記〕七下江府名匠諸職商人

武藏

疊屋御用人右ニふるす 疊町 山王丁 捏十郎丁 神田田丁 鐵炮丁 小傳馬丁 瀧山町
た、みや宗右衛門た、み丁 同長右衛門弓丁 同喜兵衛南大工丁 二郎兵衛すきや丁